

■天草市定住促進奨励金 受給手続きフロー図



補助金申請

定住促進奨励金交付申請書(様式第1-1号)

申請者の誓約・承諾書(様式第1-1号 別紙1)

請求先：天草市 地域政策課
あまくさライフよりダウンロードすることも可能です。
※どちらも添付しております

世帯全員の住民票の写し

請求先：天草市役所市民課
各支所市民課担当窓口など

世帯全員の戸籍の附票

請求先：現在本籍地のある自治体
過去に本籍を置いていた自治体の窓口
(例：市民課、町民課、住民課など)

- ・婚姻し新たに戸籍を作成されている場合は、結婚前の附票を取り寄せて下さい。
- ・婚姻や自己都合により転籍された場合には、転籍前の自治体からも附票を取り寄せて下さい。

※ただし、申請時からさかのぼり過去5年分の住所が証明出来ていれば構いません。

18歳以上の世帯全員の市税等の滞納がないことを証明できる書類 (納税証明書等)

※取得から3ヶ月以内のもの

請求先：1月から5月までの方は、以前の住所地の自治体窓口

- ・前住所地において、何らかの納税をした方は 「前年の納税証明書」 を提出してください。
- ・所得がなく、市区町村民税の他、固定資産税や軽自動車税、国民健康保険税等を納税していない方は 「滞納のない証明書」 か 「滞納がない旨が記載された記載事項証明書」 を提出してください。

売買契約書又は賃貸借契約書の写し

空き家等に入居された確認をするための書類として
いずれかの契約書の写しを添付してください。

その他市長が必要と認める書類

世帯にICT等を活用したテレワークを行う者がいる場合は、
就業証明書(様式第1-1号 別紙2)

交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知書・商品券引き渡し期限の通知をお送りいたします。

交付請求

交付請求書(様式第1-3号)

天草市役所 地域政策課窓口にて天草宝島商品券、又は地域通貨
(天草のさりー「天草市内の取扱事業所で使える電子商品券」)をお渡しします。

申
請
者

天
草
市
地
域
政
策
課

【天草市定住促進奨励金 対象者】

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 【1】本市にある空き家物件の売買契約又は賃貸借契約を締結し、本市に転入した日時時点で世帯主又は世帯員のいずれかが利用登録者であること。
- 【2】本市に転入した日が、空き家物件の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年以内（その日が休日に当たるときは、その前日までの休日出ない）であること。
- 【3】本市以外（上天草市及び苓北町を除く。）から空き物件に転入し、次のいずれかに該当すること。
 - （ア）過去に本市(天草市設置前の旧市町を含む。)に居住したことがないこと。
 - （イ）過去に本市を転出し、5年以上経過していること。
- 【4】本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、生活の本拠を本市に有していること。
- 【5】世帯員に転勤による者、生活保護の受給者及び市税等の滞納者を含まないこと。
- 【6】児童、生徒、学生のみで世帯でないこと。
- 【7】交付申請の日が、本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。
- 【8】本市に転入した日から3年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- 【9】奨励金の交付回数は、同一の世帯に対して、1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)との併給はできません。

【奨励金】

世帯の構成員が1人の場合……………10万円分の地域通貨で交付

世帯の構成員が2人以上の場合……………20万円分の地域通貨で交付

(1) 本市に転入した日時時点で世帯員に中学生以下の子どもがいる場合。

子育て加算……………世帯に中学生以下の子どもがいる場合。

子ども1人につき10万円加算（※1世帯3人 [30万円] 上限）

(2) 本市に転入した日時時点で本渡都市計画区域外の地域に居住する場合。

地域加算……………本渡都市計画区域外の地域に転入した場合。

世帯につき20万円

(3) 交付対象者が、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入前の業務（ICT等を活用したテレワーク）を引き続き行う場合（ただし、地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されている場合を除く。）

※世帯にICT等を活用したテレワークを行う者がいる場合は、就業証明書を提出すること。

テレワーク加算……………転入前に行っていた仕事（テレワーク）を転入後も続ける場合。

世帯につき20万円（※移住支援金の交付対象者を除く。）

※交付場所は、天草市役所地域政策課となります。

※地域通貨の有効期間は、市が指定する日（発行日）から6ヵ月間。

【注意】

毎年予算には上限がありますので、早めの相談をお願いいたします。

問合せ・提出先

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市役所 地域振興部 地域政策課 定住促進係 宛

TEL : 0969-27-6000 FAX : 0969-24-2744

Mail : iju@city.amakusa.lg.jp